令和3年3月10日

## 令和2年度協議会臨時会議案書

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

# 目 次

議案番号	議案の件名	頁
議案第1号	「酒匂川流域下水道の設置・改築に関す る費用負担の原則」の一部改正について	1

#### 議案第1号

## 「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の 一部改正について

「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部を次のように改正する。

標題「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」を「酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則」に改める。

第1条の「国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ2分の1とする。」を「流域下水道の設置・改築等の建設改良費(国庫補助事業については地方負担額)については、建設に係る給与費・事務費を除き、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町の全額負担とする。」に改める。

第2条の表を下表に改める。

区分	負担の割振り
建設に係る給与費・事	全市町で計画汚水量
務費を除く建設改良費	に比例して負担する
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する
専ら維持管理業務に利	全市町で維持管理負
用する固定資産を購入	担金と同じ負担割合
するための費用	で負担する

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

#### 「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

一日旬川心域「水道の飲食・収集に関する賃用負担の水気」が旧内水気				
新		IΒ		
酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則		酒匂川流域下水道の設置・改築に	酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則	
いては地方負担額)について 除き、県と関連市町が分担す ぞれ2分の1とする。	の建設改良費(国庫補助事業にない。 は、建設に係る給与費・事務費を るものとし、その負担割合はそれ に利用する固定資産を購入するた 負担とする。	関連市町が分担するものとし、	及び単独事業費については、県と 県と関連市町の負担割合はそれ	
2 関連市町間の負担割振りは	、次表により定めるものとする。	2 関連市町間の負担割振りは、て定めるものとする。	次表により計画汚水量に比例し	
区分	負担の割振り			
建設に係る給与費・事務	全市町で計画汚水量に	区分	負担の割振り	
費を除く建設改良費	比例して負担する	処理場建設費	全市町で負担する	
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する	及び管渠建設費		
専ら維持管理業務に利用	全市町で維持管理負担	処理場改築費	全市町で負担する	
する固定資産を購入する	金と同じ負担割合で負	及び管渠建設費		
ための費用	担する	箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する	
4 【略】		勘案した人口規模及び産業規格 画汚水量とする。 4 都市の発展状況が、計画に れた場合には、別途協議のうえ 合の市町負担金は、調整する。	分担金は、それぞれの年度の事業	
6 【順各】		項について疑義が生じた場合にる。	又は、負担の原則に定められた事 は、別途協議して定めるものとす	
7 【略】		7 この改正後の負担の原則は、	令和3年度から適用する。	

### 酒匂川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則 (改 正 後 の 全 文)

1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費(国庫補助事業については地方負担額)については、建設に係る給与費・事務費を除き、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。

ただし、専ら維持管理業務に利用する固定資産を購入するための費用は、関連市町 の全額負担とする。

2 関連市町間の負担割振りは、次表により定めるものとする。

区分	負担の割振り
建設に係る給与費・事	全市町で計画汚水量
務費を除く建設改良費	に比例して負担する
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する
専ら維持管理業務に利	全市町で維持管理負
用する固定資産を購入	担金と同じ負担割合
するための費用	で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の 人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令 和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。